改　　決議第331（WRC-12、改）　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度の運用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下に留意し、

1974年に改正された海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）下にある全ての船舶は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に適合することを要求されていること。

以下に更に留意し、

a)　多くの主管庁は、1974年に改正されたSOLAS条約下にない船舶に対しても、GMDSSを実施するための措置を執っていること。

b)　1974年に改正されたSOLAS条約下にない船舶が増加しつつあり、それら船舶が第Ⅶ章に規定されているGMDSSの技術及び周波数を使用していること。

c)　第Ⅶ章は、GMDSSに適合している船舶とまだ完全にはGMDSSを備えていない船舶との間の相互運用性を維持することについて記載されていること。

d)　国際海事機関（IMO）は、以下を提供することを念頭において、SOLAS条約下にある船舶が海上に在る場合は、当面の間はVHFチャネル16を聴守し続けることを求められるべきとの見解であること。

－　非SOLAS船舶のための遭難警報と通信チャネル

－　船舶同士の通信

e)　IMOは、VHFチャネル70上のデジタル選択呼出し（DSC）によって遭難警報を送受信するための設備を装備することを国内法に基づく全ての航洋船に義務付けるよう主管庁に対して要請し、VHF無線装置を自発的に搭載している全ての船舶にはそれを奨励するよう主管庁に対して要請したこと。

f)　既存の無線通信規則の異なる規定は、無線電話による一般呼出しのために使用されるVHFチャネル16及び2182kHzの使用を許容していること。

g)　幾つかの主管庁は海上交通業務（VTS）システムを設立し、その主管庁下の船舶がその地域のVTSチャネルで聴守し続けることを求めていること。

h)　SOLAS条約により無線局を設置するよう求められている船舶はDSCを搭載しており、また、国内の搭載要件に従う多くの船舶もDSCを搭載しているが、自主的に無線局を設置している船舶の大多数は、DSC機器をまだ搭載していない可能性があること。

i)　多くの主管庁はDSC聴守に基づいた遭難及び安全業務を確立したが、港湾局、水先案内局及び運用中の海岸局の大多数は、DSC機器をいまだ搭載していない可能性があること。

j)　GMDSS装置を搭載することを国際協定により要請されていない船舶は、安全目的のためにそのようにすることができること。

以下を認め、

a)　GMDSSの周波数と技術を用いる海上移動業務の無線局が増加していること。

b)　GMDSSへの参加能力がVHFチャネル16に限定される船舶が、遭難及び安全業務の注意を引き、支援を得ることができるように、遭難、緊急及び安全呼出しをVHFチャネル16において音声で受信するため、この会議後の数年間にわたり、海岸を拠点とした既存の遭難及び安全業務を維持する必要がある可能性があること。

以下を決議し、

1　全ての主管庁に対し、以下の手段で海上における安全の高度化を支援するよう要請すること。

－　必要に応じて、単独で又はその地域の関連組織と協力して、GMDSSのための適当な海岸施設を設置するよう奨励すること。

－　国内船舶を含む非SOLAS船舶にGMDSSの技術及び周波数を導入することを奨励すること。

－　海上のVHF装置を搭載している全ての船舶に対し、IMOの関連ある決定を考慮して、可能な限り速やかにVHFチャネル70のDSCを装備するよう奨励すること。

－　船舶に対し、第52.239号の規定に留意し、呼出しのためのVHFチャネル16及び周波数2182kHzの使用を必要最小限に止め、使用を制限するよう奨励すること。

2　VHFチャネル16での無線電話による遭難呼出しを受信するための沿岸を拠点とする取決めの一部を構成している海岸局は、VHFチャネル16での効率的な聴守を維持すべきであり、そのような聴守は、海岸局及び特別業務の局の局名録に示されなければならないこと。

3　主管庁は、関係する海域において利用可能なGMDSS無線システムを考慮し、VHFチャネル16の音声での聴守要求についてのIMO及びITUの関連の決定に従い、音声での遭難、緊急及び安全呼出しについては、海岸局に対してVHFチャネル16の聴守を免除することができること。

そのように行うに当たって、主管庁は以下を行うものとすること。

－　IMOに主管庁の決定を報告し、関連海域の詳細をIMOに提出すること。

－　海岸局及び特別業務の局の局名録に含めるために必要な詳細を、事務総局長に通知すること。

以下を更に決議し、

事務総局長は、こうした取決め及び関連海域に関する詳細が関連する海事刊行物に明示されることを確保すること。

以下をITU-Rに要請し、

GMDSSの開発と変化を監視し、GMDSSに関する技術及びシステムの開発を継続すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMO、ICAO及びIALAの注意を喚起すること。

改　　決議第343（WRC-12、改）　無線設備が強制されていない船舶局及び船舶地球局の職員のための海上証明書

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　このWRC-97は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局及び船舶地球局の職員のための証明書の問題点を考慮したこと。

b)　GMDSSは、国際協定に従う船舶において、1999年２月１日までに完全実施されたこと。

c)　国際協定に従わない船舶が、GMDSSのシステム及び技術を採用していること。